

佐賀県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年一月六日から平成二十四年二月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 西島筑邦線	三養基郡みやき町大字天建寺字七本 黒木四一三四番九七地先から 三養基郡みやき町大字天建寺字四本 黒木三三三二番地先まで 三養基郡みやき町大字天建寺字五本 黒木三六六二番二地先から 三養基郡みやき町大字天建寺字四本 黒木三四六〇番二地先まで	平成二四・一・六